本 部 町 水 道 事 業

令和７年度　水質検査計画

本部町上下水道課

目　次

はじめに
1　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　水道事業の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3　原水及び水道水の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4　水質検査場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5　水質検査項目と検査頻度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
6　水質検査方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
7　臨時の水質検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
8　水質検査の公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
9　水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し　・・・・・・・・・・・9

～ 資料編 ～
別表 1　水質基準検査項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
別表 2　毎日検査項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
別表 3　水質管理目標設定項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
別表 4　農薬類の項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
別表 5　その他必要な検査項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
別表 ⅰ　水質検査結果一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
別表 ⅱ　水質検査頻度の点検　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

はじめに

(1) 水質検査計画とは、平成16年4月1日改正の水道法施行規則により、水道事業者は原水から給水栓に至るまでの水質の状況、過去の水質検査結果及び水質管理上留意すべき事項などを総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を策定し、水道の需要者に対して情報を提供するとされているものです。

(2) この水質検査計画は、毎事業年度開始前に策定することとされており、水道事業者として実施する水質検査の適正化と透明性を確保すること、加えて、需要者の意見をもとに見直しを行うなどして、より一層安全で安定した水質管理の取り組みとして公表します。

1　基本方針

(1) 水質検査の基本姿勢

水質基準に適合した安全な水道水を給水するため、原水及び浄水の状況を考慮した水質検査計画を策定して適切な水質検査を実施します。

(2) 検査地点（採水場所）

検査地点は、原水の取水地点、各浄水場及び水道法の水質基準が適用される給水系統末端の蛇口とします。

(3) 水質検査項目

水質検査項目については、水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目及び検査計画に位置付けることが望ましいとされる水質管理目標設定項目、加えて水道水がより安全で良質であることを確認するために本町が必要とする項目について検査します。

(4) 検査頻度

水道法施行規則第15条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、過去の検査結果を勘案して検査項目に応じた検査頻度を設定して実施します。

2　水道事業の概要

(1) 地勢等

本部町は、東経 127 度 54 分、北緯 26 度 39 分、本部半島の先端に位置し、東南に名護市、東北に今帰仁村と隣接しており、名護を中心とした北部の人口集中地域となっています。また、地形的には、八重岳、本部富士等の丘陵が起伏しながら連なり、海浜まで裾野を広げ、名護、今帰仁との境界をなしています。町の総面積 54.29km^2、東西南北 8km の中に変化に富んだ地形で、産業も農業、漁業、商工業まで多岐にわたっています。

(2) 令和 5 年 3 月 31 日現在の給水状況

項　　目	内　　容
給　水　区　域	本部町地内
給　水　人　口	12,266 人
普　及　率	99.93%
計画一日最大給水量	9,850m^3
一 日 最 大 給 水 量	8,839m^3
一 日 平 均 給 水 量	7,255m^3

(3) 本部町の水道事業概要

水道事業区域	計画給水人口	浄水場設置数	給水区域
本部町	13,400 人	5 箇所	本部町全域

(4) 浄水施設の概要

町内 5 箇所の浄水場の概要を表に示します。

浄水場名	所在地	原水の種類	施設能力	浄水処理方法
本部町 水道管理センター	本部町 字謝花	地下水	ー	塩素消毒
並里浄水場	本部町 字並里	湧水	4,750m^3/日	普通沈殿
笹川浄水場	本部町 字並里	湧水	880m^3/日	急速濾過
伊豆味第 1 浄水場	本部町 字伊豆味	湧水	210m^3/日	緩速濾過
伊豆味第 2 浄水場	本部町 字伊豆味	伏流水	160m^3/日	緩速濾過

3　原水及び水道水の状況

（1）原水の状況

① 水源となっている河川の上流域は、人為的な開発行為等による水質汚染は殆んどありません。

② 降雨時には濁度や色度の上昇があり浄水処理への影響が生じる時があります。

表 1.　浄水場毎の水質管理上注意すべき項目

浄水場名	水源名	原水の汚染要因	水質管理上 注目すべき項目
本部町 水道管理センター	浦崎井戸群	地下水からの硬度上昇	硬度、蒸発残留物
並里浄水場	並里水源	降雨時の高濁度発生	濁度、色度
笹川浄水場	笹川水源	〃	〃
伊豆味第 1 浄水場	村川水源	〃	〃
伊豆味第 2 浄水場	竹山水源	〃	〃

（2）水道水の状況（過年度の水質状況については別表のとおり）

① 町内 5 箇所の浄水場において、水源の水質状況を踏まえて適正な浄水処理を行っています。

② その結果、全給水地域における水質検査結果では特に異常はなく安全な水道水を給水しています。

③ ただし、一部浄水場ではろ過砂の材質の影響から pH 値が高く検出されるところがあります。

4　水質検査場所

（1）給水末端の蛇口について

① 水道法に基づく水質基準項目等に適した水道水を確認するため、各浄水場給水系統の末端（給水区域内の 9 箇所）を検査場所としています。

② 水道法に基づく１日１回行う毎日検査については、上記①の検査場所に加え水納島にて行います。

（2）水源について

各浄水場の水源水質は、安全で良質な水道水に大きな影響を与えるため、各水源地の取水地点（湧水 3 箇所、深井戸 1 箇所、伏流水 1 箇所）を検査場所としています。

（3）水源および浄水水質の検査場所の総括

本部町における「原水および給水末端」の水質検査場所は以下の表のとおりです。（※給水末端の水質検査場所は-図 1-を参照ください。）

表 2.　原水の水質検査場所の概要

No	水源名	種類	原水の検査場所
1	竹山水源	伏流水	竹山水源取水地点
2	村川水源	湧水	村川水源取水地点
3	浦崎井戸	深井戸	浦崎井戸取水地点
4	並里水源	湧水	並里水源取水地点
5	笹川水源	湧水	笹川水源取水地点

表 3.　給水末端の水質検査場所の概要

No	浄水場名	種類	給水末端の検査場所
1	並里浄水場	普通沈殿	大嘉陽５６０番地住宅
2	笹川浄水場	急速濾過	本部町水道管理センター
3	本部町水道管理センター（笹川浄水場、企業局受水、井戸）	急速濾過 企業局受水 滅菌処理	備瀬シャワー室
4			大堂公民館
5	並里浄水場	普通沈殿	塩川会館
6	〃	〃	瀬底公民館
7	〃	〃	瀬底（水納島）※毎日検査のみ
8	伊豆味第 1 浄水場	緩速濾過	伊豆味公民館
9	伊豆味第 2 浄水場	緩速濾過	伊豆味緑花木生産組合
10	（名護浄水場）	企業局受水	海洋博公園

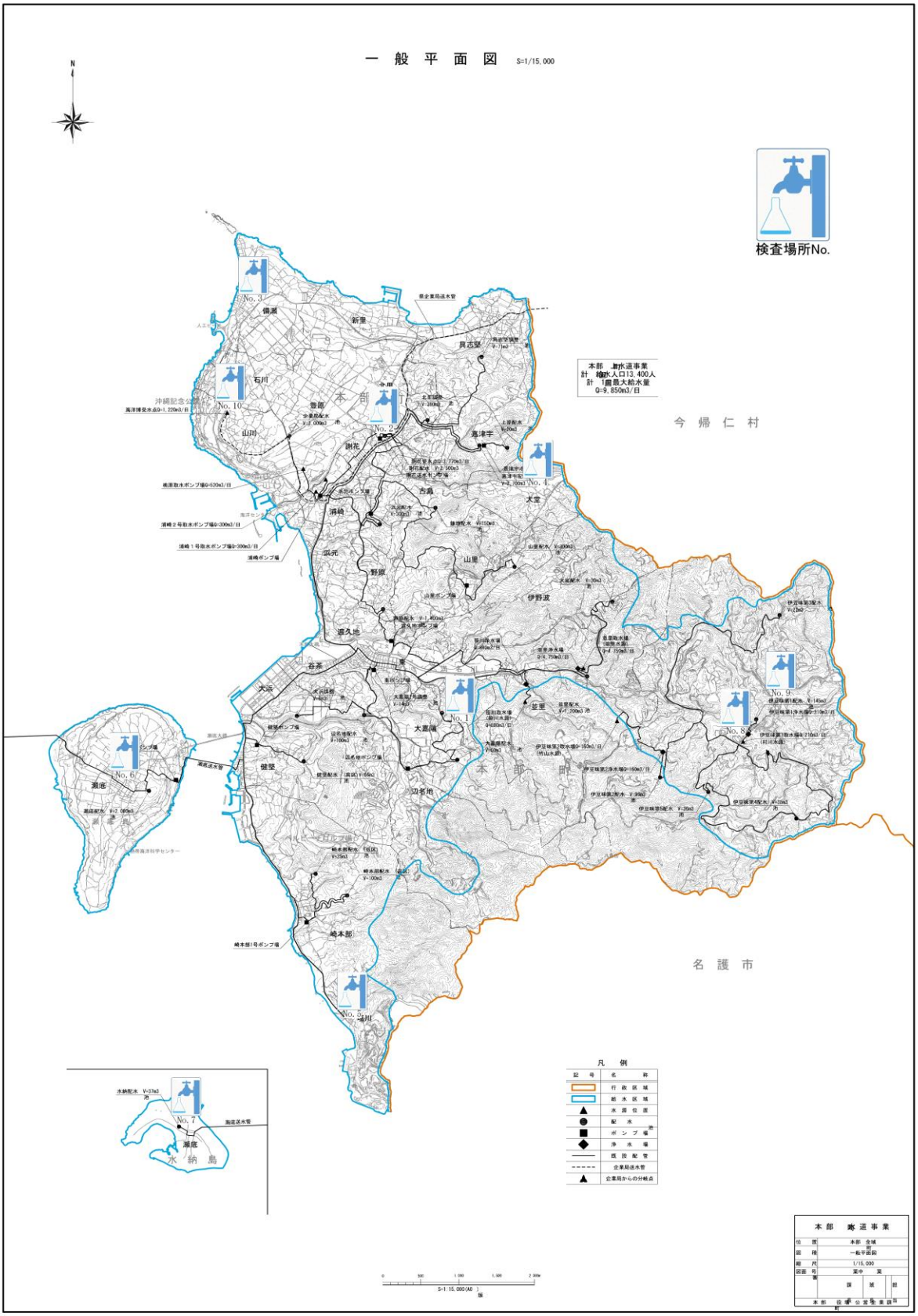

図１　水質検査場所概略図

５　水質検査項目と検査頻度（検査頻度の詳細は別表のとおり）

(1) 給水系統末端の蛇口における水質検査項目と検査頻度

① 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(別表 1)において水質基準項目(51 項目)の検査を行います。また、法令に基づく水質検査(別表 2)の 4 項目について毎日検査を行います。

② 検査頻度

ア．毎日検査

法令に基づく水質検査(別表 2)の色、濁り、異臭味、消毒の残留効果の項目については、1 日 1 回検査します。

イ．毎月検査

法令に基づく水質検査(別表 1)の項目の中から基 1、基 2、基 38、基 39、基 46～51 までの 10 項目については毎月検査を行います。

ウ．年４回検査

法令に基づく水質検査(別表 1)の項目中、従来からの基準項目である基 10、基 21～31(12 項目)は消毒剤及び消毒副生成物として、さらに基 40 については安全性及び性状確認のため年 4 回(合計 13 項目)検査します。(※ 給水末端採水地点番号 10〔海洋博公園〕の基 34、給水末端採水地点番号 2〔本部町水道管理センター〕、3〔備瀬シャワー室〕、4〔大堂公民館〕、10〔海洋博公園〕の基 33 については、過去の検査結果が基準値の 1/5 以上　1/2　以下もしくは安全性確認のため、次項に記す検査頻度の緩和をせずに年 4 回検査します。)

エ．年 1 回検査

法令に基づく水質検査(別表 1)のうち、その濃度が基準値の 1/10 以下の場合には 3 年に 1 回(1/5 以下の場合には 1 年に 1 回)まで検査頻度を緩和できるとされていますが、水質が安定して良好であることを確認するため、検査頻度を減らさずに全項目(51 項目)について年 1 回検査します。

(※ 検査頻度の緩和に関する規定は、水道法施行規則第 15 条第 1 号第

3 号のハにより基 3～9、基 11～20、基 32～37、基 39～41、基 44 及び基 45 を対象としています。）

（2）本町が水質管理上必要とする水質検査項目と検査頻度

① 原水水質の把握および浄水処理工程における適正な水質管理を行うために、別表 1 の中から 39 項目について年 1 回検査します。

（ ※ 全項目〔51 項目〕より除いた項目は、消毒副生成物の 11 項目〔基 21～31〕及び味の合計 12 項目です。）

また、基 39 については性状確認のため毎月検査を行います。

② 別表３の水質管理目標設定項目(27 項目)のうち、浄水および原水の検査項目の設定については、厚生労働省健康局水道課長通知の第 3「水質管理目標設定項目に係る留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付）を参考にして下表 4 のとおり年 1 回検査します。また、従属栄養細菌については、浄水処理過程や消毒過程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水道水の滞留状況の評価に活用するため、一般細菌と併せて年 4 回検査します。

表 4.　水質管理目標設定項目の検査項目数

水源種別	浄水項目	原水項目
湧　水	１７	１５
地下水	１７	１５
伏流水	１７	１５

③ 水質管理目標設定項目のうち農薬類の検査については、地元の農業協同組合における農薬類の販売実績・情報により地域における使用実態を把握し、これをもとに原水を対象とする農薬類検査 47 項目について水源保全及び影響把握の観点で年 1 回検査します。（別表 4 参照）

④ 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成 19 年 4 月 1 日)に基づき、原水 5 箇所の指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)の検査を毎月行います。また、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設を対象として実施するクリプトスポリジウムとジアルジアの検査について、原水 5 箇所で年 4 回、浄水 9 箇所においても安全確認のた

め年１回検査します。

⑤ 原水水質の安全性及び性状確認のため、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量（COD)、浮遊物質量（SS)、浸食性遊離炭酸、全窒素（T－N)、全りん（T－P）及びペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）について年１回検査します。ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）は浄水についても年１回検査します。(別表５参照)

６　水質検査方法

(1) 法令に基づく毎日検査については、維持管理受託業者が実施します。

(2) 水質基準項目等の検査については、国土交通大臣及び環境大臣登録機関への委託検査とします。

(3) 水質基準項目等の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法に基づいて行います。その他の検査方法は、上水試験方法(日本水道協会)等に基づいて行います。

７　臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理が行うことができず、給水末端の水道水で水質基準値を超える恐れがある場合には、直ちに取水を停止して、必要に応じ水源、浄水場および給水末端の蛇口などから採水して、臨時の水質検査を実施します。

① 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
② 異常な魚のへい死事故が発生した場合。
③ 水源付近、給水区域及びその周辺にて消化器系感染症が流行した場合。
④ 臭気等に著しい変化が生じるなど浄水過程に異常があったとき。
⑤ その他、特に必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は、原則的に水質基準の全項目(51 項目)を対象に実施し、かつ給水末端の水道水の安全性が確認されるまで実施します。ただし、基 1、基 2、基 38 及び基 46～51 以外の検査項目については、その全部又はその一

部の検査が必要ないことが明らかな場合は検査を省略します。

８　水質検査の公表

水質検査計画に基づいて行った水質検査の結果については、本計画に添付し公表します。

９　水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

水質検査計画に基づいて行った水質検査の結果は、水質基準等に照らし合わせ、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度の点検・見直しに反映させます。

また、より良い水質検査計画の策定に向けて、下図のようなプロセスでお客様(需要者)のご意見を計画に反映させるように努めます。

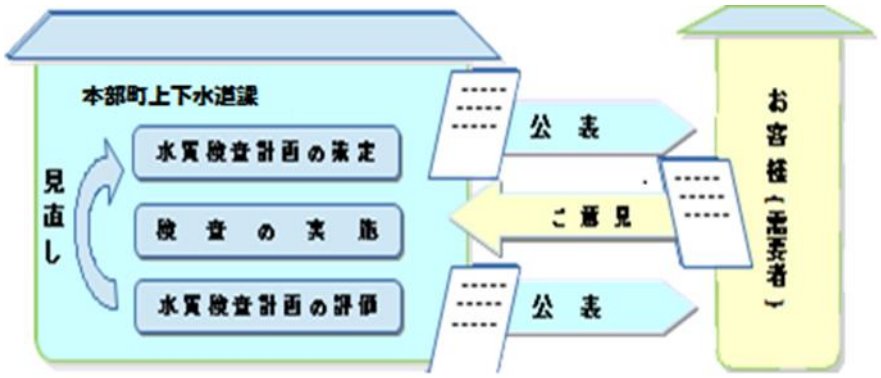

図２　水質検査計画の策定・見直しの流れ

＝問合せ先＝
本部町水道事業
担当部署　：　本部町上下水道課
住　　所　：　〒905-0292
沖縄県国頭郡本部町字東５番地
電話番号　：　0980-47-5515
FAX 番号　：　0980-47-4939

別表１　水質基準項目（51 項目）

	項　目　名	水質基準値	検 査 方 法
基1	一般細菌	100 個/mL 以下	標準寒天培地法
基2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	ﾌﾚｰﾑﾚｽ-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	還元気化-原子吸光光度法
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	ﾌﾚｰﾑﾚｽ-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 水素化物発生-原子吸光光度法 水素化物発生-誘導結合プラズマ発光分光分析法
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	ﾌﾚｰﾑﾚｽ-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	ﾌﾚｰﾑﾚｽ-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 水素化物発生-原子吸光光度法 水素化物発生-誘導結合プラズマ発光分光分析法
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	ﾌﾚｰﾑﾚｽ-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	イオンクロマトグラフ（陰ｲｵﾝ）による一斉分析法
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	イオンクロマトグラフ（陰ｲｵﾝ）による一斉分析法
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	イオンクロマトグラフ（陰ｲｵﾝ）による一斉分析法
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法 固相抽出-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析法
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法
基20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法
基21	塩素酸	0.6mg/L 以下	イオンクロマトグラフ（陰ｲｵﾝ）による一斉分析法 液体クロマトグラフ-質量分析法
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	溶媒抽出-誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法 液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法
基23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	溶媒抽出-誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法 液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法
基26	臭素酸	0.01mg/L 以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法 液体クロマトグラフ-質量分析法
基27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	基23、基25、基29、基30 の合算
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	溶媒抽出-誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法 液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法
基30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析計による一斉分析法
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	溶媒抽出-誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析法 誘導体化-高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法 誘導体化-液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析法

基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	ﾌﾚｰﾑﾚｽ-原子吸光光度計による一斉分析法 ﾌﾚｰﾑ-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	ﾌﾚｰﾑﾚｽ-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	ﾌﾚｰﾑﾚｽ-原子吸光光度計による一斉分析法 ﾌﾚｰﾑ-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	ﾌﾚｰﾑﾚｽ-原子吸光光度計による一斉分析法 ﾌﾚｰﾑ-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	ﾌﾚｰﾑﾚｽ-原子吸光光度計による一斉分析法 ﾌﾚｰﾑ-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ（陽ｲｵﾝ）による一斉分析法
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	ﾌﾚｰﾑﾚｽ-原子吸光光度計による一斉分析法 ﾌﾚｰﾑ-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基38	塩化物イオン	200mg/L 以下	イオンクロマトグラフ（陰ｲｵﾝ）による一斉分析法 滴定法
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	ﾌﾚｰﾑ-原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 イオンクロマトグラフ（陽ｲｵﾝ）による一斉分析法 滴定法
基40	蒸発残留物	500mg/L 以下	重量法
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法 液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｨｰ質量分析法
基42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｨｰ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｨｰ質量分析法 固相抽出ｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｨｰ質量分析法 固相マイクロ抽出ｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｨｰ質量分析法
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｨｰ質量分析法 ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｨｰ質量分析法 固相抽出ｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｨｰ質量分析法 固相マイクロ抽出ｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｨｰ質量分析法
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	固相抽出-吸光光度法 固相抽出-高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法
基45	フェノール類	0.005mg/L 以下	固相抽出-誘導体化ｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｨｰ質量分析法 固相抽出-液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｨｰ質量分析法
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	全有機炭素計測定法
基47	pH値	5.8 以上8.6 以下	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
基48	味	異常でないこと	官能法
基49	臭気	異常でないこと	官能法
基50	色度	5度以下	比色法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法
基51	濁度	2度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法 積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法 連続自動測定機器による散乱光測定法 連続自動測定機器による透過散乱法

別表２　毎日検査項目

1. 検査場所　：浄水場の蛇口
2. 検査項目　：４項目
3. 検査頻度　：１日１回

	検 査 項 目	評　価	検査計画頻度
1	色	異常なし	365 日／年
2	濁り	異常なし	〃
3	異臭味	異常なし	〃
4	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/L 以上	〃

別表３　水質管理目標設定項目

	水質管理目標設定項目	目標値	地下水		備　　考
			原水	浄水	
目 1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L 以下	○	○	
目 2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下＊	○	○	
目 3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L 以下	―	○	資機材、薬品の観点から○
目 4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	○	○	
目 5	トルエン	0.4mg/L 以下	○	○	
目 6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下	○	○	
目 7	亜塩素酸	0.6mg/L 以下	―	―	塩素剤として使用していない
目 8	二酸化塩素	0.6mg/L 以下	―	―	塩素剤として使用していない
目 9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下 ＊	―	○	消毒副生成物等の観点から○
目 10	抱水クロラール	0.02mg/L 以下 ＊	―	○	〃
目 11	農薬類	＊＊	○	―	検査項目は別表４に示す
目 12	残留塩素	1mg/L 以下	―	―	毎日検査と重複する
目 13	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L 以上 100mg/L 以下	―	―	基準項目検査と重複する
目 14	マンガン及びその化合物	0.01mg/L 以下	―	―	〃
目 15	遊離炭酸	20mg/L 以下	○	○	
目 16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下	○	○	
目 17	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L 以下	○	○	
目 18	有機物等（$KMnO_4$ 消費量）	3mg/L 以下	○	○	
目 19	臭気強度（TON）	3 以下	○	○	
目 20	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	―	―	基準項目検査と重複する
目 21	濁度	1 度以下	―	―	〃
目 22	pH値	7.5 程度	―	―	〃
目 23	腐食性（ランゲリア指数）	−1 程度以上とし、極力０に近づける	○	○	
目 24	従属栄養細菌	2000 個/mL以下 ＊	○	○	
目 25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	○	○	
目 26	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L 以下	―	―	基準項目検査と重複する
目 27	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	量の和として 0.00005 mg/L 以下 ＊	○	○	状況確認のため
	検査項目合計		15	17	検査頻度 年１回 （従属栄養細菌のみ年４回）
	検査ヶ所		5	9	

＊　：暫定値

＊＊：各農薬の検出値と目標値との比の総和で１以下（単位なし）

○　：検査対象項目

―　：検査対象から除く

別表４　農薬類の項目

	農 薬 名	用　途	目標値 mg/L	検査対象	検査頻度
農1	1，3―ジクロロプロペン(D―D)	土壌燻蒸剤	0.05	原水5ヶ所	年1回
農2	2，4―D（2，4―PA）	除草剤	0.02	〃	〃
農3	EPN	殺虫剤	0.004	〃	〃
農4	アシュラム	除草剤	0.9	〃	〃
農5	アセフェート	殺虫剤、殺菌剤	0.006	〃	〃
農6	アミトラズ	殺虫剤	0.006	〃	〃
農7	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	〃	〃
農8	イミノクタジン	殺虫剤、殺菌剤	0.006	〃	〃
農9	エトフェンプロックス	殺虫剤、殺菌剤	0.08	〃	〃
農10	オキシン銅（有機銅）	殺虫剤、殺菌剤	0.03	〃	〃
農11	カルタップ	殺虫剤	0.08	〃	〃
農12	カルバリル（NAC）	殺虫剤	0.02	〃	〃
農13	キャプタン	殺菌剤	0.3	〃	〃
農14	グリホサート	除草剤	2	〃	〃
農15	グルホシネート	除草剤	0.02	〃	〃
農16	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	〃	〃
農17	クロロタロニル（TPN）	殺虫剤、殺菌剤	0.05	〃	〃
農18	ジウロン（DCMU）	除草剤	0.02	〃	〃
農19	ジクワット	除草剤	0.01	〃	〃
農20	ジスルホトン（エチルチオメトン）	殺虫剤	0.004	〃	〃
農21	ジチオカルバメート系農薬	殺菌剤	0.005（二硫化炭素として）	〃	〃
農22	ジメトエート	殺虫剤	0.05	〃	〃
農23	ダイアジノン	殺虫剤、殺菌剤	0.003	〃	〃
農24	ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート	土壌燻蒸剤	0.01（メチルイソチオシアネートとして）	〃	〃
農25	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	〃	〃
農26	チオファネートメチル	殺虫剤、殺菌剤	0.3	〃	〃
農27	パラコート	除草剤	0.01	〃	〃
農28	フィプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005	〃	〃
農29	フェニトロチオン（MEP）	殺虫剤、殺菌剤	0.01	〃	〃
農30	フェノブカルブ（BPMC）	殺虫剤、殺菌剤	0.03	〃	〃
農31	フェンチオン（MPP）	殺虫剤	0.006	〃	〃
農32	フェントエート（PAP）	殺虫剤、殺菌剤	0.007	〃	〃
農33	ブプロフェジン	殺虫剤	0.02	〃	〃
農34	フルアジナム	殺菌剤	0.03	〃	〃
農35	プロシミドン	殺菌剤	0.09	〃	〃
農36	プロチオホス	殺虫剤	0.007	〃	〃
農37	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	〃	〃
農38	プロベナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0.03	〃	〃
農39	ベノミル	殺菌剤	0.02	〃	〃
農40	ペンディメタリン	除草剤	0.3	〃	〃
農41	ベンフラカルブ	殺虫剤、殺菌剤	0.02	〃	〃
農42	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005	〃	〃
農43	マラチオン（マラソン）	殺虫剤	0.7	〃	〃
農44	メソミル	殺虫剤	0.03	〃	〃
農45	メタラキシル	殺虫剤、殺菌剤	0.2	〃	〃
農46	メチダチオン（DMTP）	殺虫剤	0.004	〃	〃
農47	メトリブジン	除草剤	0.03	〃	〃

別表５　その他必要な検査項目

	検査項目	原水	浄水	検査頻度	検査場所
1	生物化学的酸素要求量（BOD）	○		年１回	原水５ヶ所
2	化学的酸素要求量（COD）	○		〃	〃
3	浮遊物質量（SS）	○		〃	〃
4	侵食性遊離炭酸	○		〃	〃
5	全窒素（T－N）	○		〃	〃
6	全りん（T－P）	○		〃	〃
7	一般細菌	○		年４回	原水 ５ヶ所
8	大腸菌	○		月１回	原水 ５ヶ所
9	嫌気性芽胞菌	○		月１回	原水 ５ヶ所
10	クリプトスポリジウム、ジアルジア	○		年４回	原水 ５ヶ所
			○	年１回	浄水 ９ヶ所
11	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）	○	○	年１回	原水５ヶ所 浄水９ヶ所
12	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○		月１回	原水５ヶ所

別表ｉ　水質検査結果一覧　　**本部町　大嘉陽560番地住宅**

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	過去3年最大値	過　去最大値	基準値との比較						判定
															1/10以下	1/5以下	1/2以下	1/2以上	7/10以上	1以上	
基１	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○ □						適合
基２	大腸菌	不検出	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－									適合
基３	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○ □						適合
基４	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □						適合
基５	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基６	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基７	ヒ素及びその化合物	0.01	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基８	六価クロム化合物	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基９	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □						適合
基１０	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.30	1.52	1.49	1.17	1.41	1.3	1.3	1.3	1.2	1.1	1.3	1.52		○ □					適合
基１２	フッ素及びその化合物	0.8	0.07	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	○ □						適合
基１３	ホウ素及びその化合物	1	0.014	0.016	0.012	0.017	0.016	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○ □						適合
基１４	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □						適合
基１５	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基１６	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基１７	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１８	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１９	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２０	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２１	塩素酸	0.6	0.16	0.12	0.11	0.07	0.08	0.37	0.22	0.10	0.12	0.11	0.12	0.37		○		□			適合
基２２	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基２３	クロロホルム	0.06	0.0005	0.0005	0.0004	0.0005	0.0004	<0.001	<0.001	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	○ □						適合
基２４	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	○ □						適合
基２５	ジブロモクロロメタン	0.1	0.0062	0.0005	0.0019	0.0015	0.0005	0.001	0.001	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	○ □						適合
基２６	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２７	総トリハロメタン	0.1	0.019	0.002	0.007	0.005	0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.019	○		□				適合
基２８	トリクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	○ □						適合
基２９	ブロモジクロロメタン	0.03	0.0011	0.0002	0.0005	0.0004	0.0002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.0011	○ □						適合
基３０	ブロモホルム	0.09	0.0116	0.0007	0.0041	0.0023	0.0007	0.003	0.003	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	0.0116	○		□				適合
基３１	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.008	0.012	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.012	○		□				適合
基３２	亜鉛及びその化合物	1	<0.002	0.004	<0.002	<0.001	0.004	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基３３	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □						適合
基３４	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	○ □						適合
基３５	銅及びその化合物	1	<0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基３６	ナトリウム及びその化合物	200	16.0	18.0	16.2	18.1	17.6	16.3	15.6	16.1	15.4	16.1	16.1	18.1	○ □						適合
基３７	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基３８	塩化物イオン	200	26.7	25.5	27.9	29.6	36.4	25.3	24.6	24.2	24.9	24.1	24.9	36.4		○ □					適合
基３９	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	163	184	183	184	184	185	185	185	190	184	190	190				○ □			適合
基４０	蒸発残留物	500	290	264	283	262	262	257	256	252	251	251	252	290				○ □			適合
基４１	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □						適合
基４２	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						適合
基４３	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						適合
基４４	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			○ □				適合
基４５	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □						適合
基４６	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	0.7	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.7	○			□			適合
基４７	ｐＨ値	5.8～8.6	8.4	7.8	8.0	8.0	8.2	8.1	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	8.4							適合
基４８	味	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基４９	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基５０	色度	5	1.4	<0.5	<0.5	1.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.1	<0.5	1.1	1.5			○ □				適合
基５１	濁度	2	<0.2	<0.1	0.5	0.3	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.3	<0.1	0.3	0.5		○	□				適合
毎１	色																				
毎２	濁り																				
毎３	消毒の残留塩素																				

備考

①過去３年間とは令和4年度から令和6年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成27年度から令和6年度のことで、基準値との比較は□印で示す。

③基４４の定量下限値は平成27～29年度及び令和2～6年度については 1/5、1/10の判断ができない。

④基４８、基４９の( )及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基８の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表ｉ　水質検査結果一覧　　**本部町　大堂公民館**

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	過去3年最大値	過　去最大値	基準値との比較 1/10以下	1/5以下	1/2以下	1/2以上	7/10以上	1以上	判定
基１	一般細菌	100			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○ □						適合
基２	大腸菌	不検出			－	－	－	－	－	－	－	－									適合
基３	カドミウム及びその化合物	0.003			<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○ □						適合
基４	水銀及びその化合物	0.0005			<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □						適合
基５	セレン及びその化合物	0.01			<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基６	鉛及びその化合物	0.01			0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基７	ヒ素及びその化合物	0.01			<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基８	六価クロム化合物	0.02			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基９	亜硝酸態窒素	0.04			<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □						適合
基１０	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			1.40	1.77	1.70	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.5	1.77		○ □					適合
基１２	フッ素及びその化合物	0.8			<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	○ □						適合
基１３	ホウ素及びその化合物	1			0.017	0.020	0.017	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○ □						適合
基１４	四塩化炭素	0.002			<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □						適合
基１５	1,4-ジオキサン	0.05			<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基１６	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04			<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基１７	ジクロロメタン	0.02			<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１８	テトラクロロエチレン	0.01			<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１９	トリクロロエチレン	0.01			<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２０	ベンゼン	0.01			<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２１	塩素酸	0.6			0.13	0.09	0.10	0.31	0.21	0.12	0.14	0.12	0.14	0.31			○	□			適合
基２２	クロロ酢酸	0.02			<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基２３	クロロホルム	0.06			0.0011	0.0010	0.0014	0.001	0.002	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	○ □						適合
基２４	ジクロロ酢酸	0.03			<0.002	<0.002	<0.002	0.001	0.002	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	○ □						適合
基２５	ジブロモクロロメタン	0.1			0.0099	0.0114	0.0113	0.009	0.012	<0.01	0.010	<0.01	0.010	0.012	○		□				適合
基２６	臭素酸	0.01			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２７	総トリハロメタン	0.1			0.023	0.026	0.027	0.02	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03		○		□			適合
基２８	トリクロロ酢酸	0.03			<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	○ □						適合
基２９	ブロモジクロロメタン	0.03			0.0039	0.0040	0.0047	0.004	0.007	0.003	0.006	0.004	0.006	0.007		○		□			適合
基３０	ブロモホルム	0.09			0.0079	0.0096	0.0098	0.010	0.009	<0.009	0.009	<0.009	0.009	0.010	○		□				適合
基３１	ホルムアルデヒド	0.08			<0.008	<0.008	<0.008	0.002	0.002	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	○ □						適合
基３２	亜鉛及びその化合物	1			0.003	0.003	0.005	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.005	○ □						適合
基３３	アルミニウム及びその化合物	0.2			0.028	0.040	0.031	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.02	0.040	○		□				適合
基３４	鉄及びその化合物	0.3			<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	○ □						適合
基３５	銅及びその化合物	1			0.003	0.003	0.003	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基３６	ナトリウム及びその化合物	200			19.4	21.5	21.4	19.2	18.1	18.2	17.0	18.0	18.2	21.5	○		□				適合
基３７	マンガン及びその化合物	0.05			<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基３８	塩化物イオン	200			32.5	38.8	37.4	31.5	30.4	28.3	29.9	28.9	29.9	38.8		○ □					適合
基３９	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300			179	197	193	196	195	199	196	196	199	199				○ □			適合
基４０	蒸発残留物	500			268	273	266	274	267	271	253	256	271	274				○ □			適合
基４１	陰イオン界面活性剤	0.2			<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □						適合
基４２	ジェオスミン	0.00001			<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						適合
基４３	2-メチルイソボルネオール	0.00001			<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						適合
基４４	非イオン界面活性剤	0.02			<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			○	□			適合
基４５	フェノール類	0.005			<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □						適合
基４６	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3			0.4	0.5	0.3	0.4	0.4	<0.3	0.5	<0.3	0.5	0.5		○ □					適合
基４７	ｐH値	5.8～8.6			8.2	8.2	8.2	8.2	8.3	8.2	8.2	8.2	8.2	8.3							適合
基４８	味	異常でない			異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	0	0							適合
基４９	臭気	異常でない			異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	0	0							適合
基５０	色度	5			1.8	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.8	○			□			適合
基５１	濁度	2			0.6	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.6	○			□			適合
毎１	色																				
毎２	濁り																				
毎３	消毒の残留塩素																				

備考

①過去３年間とは令和4年度から令和6年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成27年度から令和6年度のことで、基準値との比較は□印で示す。

③基４４の定量下限値は平成27～29年度及び令和2～6年度については 1/5、1/10の判断ができない。

④基４８、基４９の( )及び最大値の数字は異常回数である。

⑤平成29年10月に配水系統を野原系から嘉津宇系に切り替えたため、平成29年10月より検査を開始した。

⑥基８の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表ｉ　水質検査結果一覧　　**本部町　水道管理センター**

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	過去3年最大値	過去最大値	基準値との比較 1/10以下	1/5以下	1/2以下	1/2以上	7/10以上	1以上	判定
基１	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○ □						適合
基２	大腸菌	不検出	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－									適合
基３	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○ □						適合
基４	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □						適合
基５	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基６	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基７	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基８	六価クロム化合物	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基９	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □						適合
基１０	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.47	1.42	1.21	1.29	1.33	1.2	1.3	1.0	1.1	1.1	1.1	1.47		○ □					適合
基１２	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	○ □						適合
基１３	ホウ素及びその化合物	1	0.014	0.017	0.014	0.016	0.015	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○ □						適合
基１４	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □						適合
基１５	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基１６	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基１７	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１８	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１９	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２０	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２１	塩素酸	0.6	0.14	0.09	0.11	0.08	0.10	0.28	0.26	0.30	0.13	0.16	0.30	0.30			○ □				適合
基２２	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	0.0019	0.0019	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基２３	クロロホルム	0.06	0.0003	0.0003	0.0003	0.0002	0.0003	<0.001	<0.001	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	○ □						適合
基２４	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	○ □						適合
基２５	ジブロモクロロメタン	0.1	0.0017	0.0031	0.0029	0.0006	0.0005	0.003	0.001	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	○ □						適合
基２６	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２７	総トリハロメタン	0.1	0.006	0.010	0.015	0.002	0.002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.015	○		□				適合
基２８	トリクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	○ □						適合
基２９	ブロモジクロロメタン	0.03	0.0005	0.0007	0.0007	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	○ □						適合
基３０	ブロモホルム	0.09	0.0035	0.0060	0.0109	0.0011	0.0010	0.004	0.002	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	0.0109	○		□				適合
基３１	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.003	0.002	0.008	0.008	<0.008	<0.008	<0.008	○ □						適合
基３２	亜鉛及びその化合物	1	<0.002	0.003	<0.002	<0.001	0.005	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基３３	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.045	0.038	0.047	0.077	0.014	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.03	0.03	0.077		○		□			適合
基３４	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	○ □						適合
基３５	銅及びその化合物	1	0.002	<0.002	<0.002	<0.001	0.002	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基３６	ナトリウム及びその化合物	200	14.6	37.7	15.6	17.9	17.8	15.6	15.4	14.8	15.4	15.4	15.4	37.7	○		□				適合
基３７	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基３８	塩化物イオン	200	28.0	26.9	29.4	31.3	30.9	33.1	25.4	23.8	25.3	25.4	25.4	33.1		○ □					適合
基３９	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	169	170	168	167	165	168	179	166	176	168	176	179				○ □			適合
基４０	蒸発残留物	500	272	249	245	230	228	236	234	225	225	233	233	272			○	□			適合
基４１	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □						適合
基４２	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						適合
基４３	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						適合
基４４	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			○ □				適合
基４５	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □						適合
基４６	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	1.2	0.5	<0.3	1.2	1.2			○ □				適合
基４７	ｐＨ値	5.8～8.6	8.3	8.2	8.5	8.1	8.3	8.1	8.0	7.9	8.2	8.0	8.2	8.5							適合
基４８	味	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基４９	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基５０	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	1.1	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.1	○		□				適合
基５１	濁度	2	<0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	○ □						適合
毎１	色																				
毎２	濁り																				
毎３	消毒の残留塩素																				

備考

①過去３年間とは令和4年度から令和6年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成27年度から令和6年度のことで、基準値との比較は□印で示す。

③基４４の定量下限値は平成27～29年度及び令和2～6年度については 1/5、1/10の判断ができない。

④基４８、基４９の( )及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基８の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表ｉ　水質検査結果一覧　　**本部町　伊豆味緑花木生産組合**

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	過去3年最大値	過去最大値	基準値との比較 1/10以下	1/5以下	1/2以下	1/2以上	7/10以上	1以上	判定
基１	一般細菌	100	1	22	0	0	3	0	0	0	0	0	0	22	○		□				不適合
基２	大腸菌	不検出	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－									適合
基３	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○ □						適合
基４	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □						適合
基５	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基６	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基７	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基８	六価クロム化合物	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基９	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □						適合
基１０	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	○ □						適合
基１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.80	0.55	0.63	0.64	0.66	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	0.5	0.80	○ □						適合
基１２	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	○ □						適合
基１３	ホウ素及びその化合物	1	0.012	0.013	0.009	0.014	0.013	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○ □						適合
基１４	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □						適合
基１５	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基１６	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基１７	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１８	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１９	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２０	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２１	塩素酸	0.6	0.18	0.21	0.15	0.11	0.20	0.30	0.29	0.18	0.24	0.25	0.25	0.30			○ □				適合
基２２	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基２３	クロロホルム	0.06	0.0006	0.0007	0.0009	0.0008	0.0005	0.003	0.001	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	○ □						適合
基２４	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	○ □						適合
基２５	ジブロモクロロメタン	0.1	0.0060	0.0105	0.0127	0.0126	0.0096	0.013	0.012	0.01	<0.01	0.01	0.01	0.013	○		□				適合
基２６	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２７	総トリハロメタン	0.1	0.015	0.025	0.026	0.029	0.022	0.03	0.03	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03			○ □				適合
基２８	トリクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	○ □						適合
基２９	ブロモジクロロメタン	0.03	0.0023	0.0031	0.0047	0.0041	0.0033	0.008	0.005	0.003	<0.003	0.007	0.007	0.008			○ □				適合
基３０	ブロモホルム	0.09	0.0066	0.0105	0.0079	0.0115	0.0088	0.010	0.009	0.010	0.010	0.012	0.012	0.012		○ □					適合
基３１	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.002	0.001	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	○ □						適合
基３２	亜鉛及びその化合物	1	0.026	0.023	0.018	0.012	0.026	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基３３	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.010	<0.01	<0.01	0.015	<0.01	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □						適合
基３４	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	○ □						適合
基３５	銅及びその化合物	1	<0.002	<0.002	0.002	0.002	0.004	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基３６	ナトリウム及びその化合物	200	14.2	17.2	14.0	16.2	14.9	12.2	15.1	14.4	13.0	11.7	14.4	17.2	○ □						適合
基３７	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	0.006	<0.005	<0.005	0.006	0.006		○ □					適合
基３８	塩化物イオン	200	25.7	23.9	24.2	30.5	30.0	23.0	21.7	20.0	22.0	20.4	22.0	30.5		○ □					適合
基３９	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	158	166	171	156	156	164	168	148	170	157	170	171				○ □			適合
基４０	蒸発残留物	500	254	234	244	220	212	207	203	211	233	218	233	254			○	□			適合
基４１	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □						適合
基４２	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						適合
基４３	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						適合
基４４	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			○ □				適合
基４５	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □						適合
基４６	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4		○ □					適合
基４７	ｐＨ値	5.8～8.6	8.2	8.3	8.3	8.3	8.2	8.3	8.3	8.2	8.3	8.2	8.3	8.3							適合
基４８	味	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基４９	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基５０	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.0	<0.5	<0.5	<0.5	1.0	1.0		○ □					適合
基５１	濁度	2	<0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	0.2	○ □						適合
毎１	色																				
毎２	濁り																				
毎３	消毒の残留塩素																				

備考

①過去３年間とは令和4年度から令和6年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成27年度から令和6年度のことで、基準値との比較は□印で示す。

③基４４の定量下限値は平成27～29年度及び令和2～6年度については 1/5、1/10の判断ができない。

④基４８、基４９の( )及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基８の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表ｉ　水質検査結果一覧　　**本部町　伊豆味公民館**

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	過去3年最大値	過去最大値	基準値との比較						判定
															1/10以下	1/5以下	1/2以下	1/2以上	7/10以上	1以上	
基１	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○ □						適合
基２	大腸菌	不検出	－	－	－	－	－	－	－	－	－	-									適合
基３	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○ □						適合
基４	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □						適合
基５	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基６	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	○ □						適合
基７	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基８	六価クロム化合物	0.02	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	○ □						適合
基９	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □						適合
基１０	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	2.20	1.62	1.81	1.92	1.78	1.3	1.6	1.3	1.5	1.0	1.5	2.2		○	□				適合
基１２	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	○ □						適合
基１３	ホウ素及びその化合物	1	0.011	0.014	0.011	0.013	0.012	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○ □						適合
基１４	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □						適合
基１５	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基１６	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基１７	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１８	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１９	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２０	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２１	塩素酸	0.6	0.19	0.21	0.19	0.12	0.17	0.40	0.37	0.22	0.30	0.26	0.30	0.40			○	□			適合
基２２	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基２３	クロロホルム	0.06	<0.0002	<0.0002	0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	○ □						適合
基２４	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	○ □						適合
基２５	ジブロモクロロメタン	0.1	0.0015	0.0021	0.0047	0.0040	0.0045	0.006	0.008	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	○ □						適合
基２６	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	○		□				適合
基２７	総トリハロメタン	0.1	0.004	0.006	0.011	0.010	0.010	0.01	0.02	0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.02	○		□				適合
基２８	トリクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	○ □						適合
基２９	ブロモジクロロメタン	0.03	0.0003	0.0005	0.0015	0.0009	0.0011	0.002	0.002	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	○ □						適合
基３０	ブロモホルム	0.09	0.0024	0.0028	0.0043	0.0048	0.0042	0.004	0.010	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	0.010	○		□				適合
基３１	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.007	0.001	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	○ □						適合
基３２	亜鉛及びその化合物	1	0.002	0.004	0.002	0.002	0.004	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基３３	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □						適合
基３４	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	○ □						適合
基３５	銅及びその化合物	1	<0.002	0.003	0.002	0.003	0.004	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基３６	ナトリウム及びその化合物	200	14.2	19.7	14.5	18.0	18.7	15.1	15.4	14.6	16.2	15.2	16.2	19.7	○ □						適合
基３７	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基３８	塩化物イオン	200	28.7	28.2	26.9	31.6	31.2	24.7	25.1	23.1	25.2	23.9	25.2	31.6		○	□				適合
基３９	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	202	218	229	222	226	227	226	229	232	223	232	232					○	□	適合
基４０	蒸発残留物	500	347	297	302	305	316	297	285	307	297	293	307	347				○	□		適合
基４１	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □						適合
基４２	ジェオスミン	0.00001	0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						適合
基４３	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						適合
基４４	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			○	□			適合
基４５	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □						適合
基４６	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	<0.3	<0.3	<0.3	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	<0.3	<0.3	0.4	0.5		○	□				適合
基４７	ｐＨ値	5.8～8.6	8.0	7.9	8.0	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	8.0							適合
基４８	味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	0	0							適合
基４９	臭気	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	0	0							適合
基５０	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○ □						適合
基５１	濁度	2	<0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	○ □						適合
毎１	色																				
毎２	濁り																				
毎３	消毒の残留塩素																				

備考

①過去３年間とは令和4年度から令和6年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成27年度から令和6年度のことで、基準値との比較は□印で示す。

③基４４の定量下限値は平成27～29年度及び令和2～6年度については 1/5、1/10の判断ができない。

④基４８、基４９の（）及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基８の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表ｉ　水質検査結果一覧　　**本部町　国営沖縄記念公園**

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	過去3年最大値	過去最大値	基準値との比較 1/10以下	1/5以下	1/2以下	1/2以上	7/10以上	1以上	判定
基１	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○ □						適合
基２	大腸菌	不検出	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－									適合
基３	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○ □						適合
基４	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □						適合
基５	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基６	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	○ □						適合
基７	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基８	六価クロム化合物	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基９	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □						適合
基１０	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.10	0.15	0.18	0.10	0.10	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.1	0.1	0.18	○ □						適合
基１２	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	○ □						適合
基１３	ホウ素及びその化合物	1	0.013	0.016	0.013	0.020	0.016	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○ □						適合
基１４	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □						適合
基１５	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基１６	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基１７	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１８	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１９	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２０	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２１	塩素酸	0.6	0.10	0.10	0.13	0.10	0.10	0.12	0.12	0.10	0.10	0.11	0.11	0.13		○	□				適合
基２２	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	0.0019	0.0019	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基２３	クロロホルム	0.06	0.0029	0.0036	0.0070	0.0028	0.0076	0.019	0.015	0.015	0.009	0.010	0.015	0.019			○ □				適合
基２４	ジクロロ酢酸	0.03	0.004	0.004	0.006	0.002	0.004	0.007	0.004	0.006	0.006	0.005	0.006	0.007		○	□				適合
基２５	ジブロモクロロメタン	0.1	0.0126	0.0164	0.0122	0.0152	0.0167	0.020	0.017	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02		○ □					適合
基２６	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２７	総トリハロメタン	0.1	0.028	0.035	0.032	0.033	0.040	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.06			○	□			適合
基２８	トリクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	0.004	<0.002	0.003	0.005	0.005	0.004	<0.003	0.004	0.004	0.005		○ □					適合
基２９	ブロモジクロロメタン	0.03	0.0080	0.0091	0.0109	0.0083	0.0131	0.020	0.018	0.017	0.016	0.013	0.017	0.020				○ □			適合
基３０	ブロモホルム	0.09	0.0058	0.0073	0.0052	0.0077	0.0048	0.007	0.005	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	○ □						適合
基３１	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.010	0.004	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.010	○		□				適合
基３２	亜鉛及びその化合物	1	0.018	0.011	0.012	0.015	0.008	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基３３	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.063	0.052	0.058	0.062	0.079	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.06	0.079			○ □				適合
基３４	鉄及びその化合物	0.3	0.050	0.022	0.098	0.038	0.028	0.06	0.12	0.08	0.03	0.03	0.08	0.12			○ □				適合
基３５	銅及びその化合物	1	<0.002	<0.002	<0.002	0.003	0.002	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基３６	ナトリウム及びその化合物	200	16.2	19.6	15.5	18.5	17.0	16.0	15.5	15.0	14.8	15.8	15.8	19.6	○ □						適合
基３７	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基３８	塩化物イオン	200	35.8	31.4	31.5	35.9	34.4	29.0	27.0	24.8	28.5	24.2	28.5	35.9		○ □					適合
基３９	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	73.4	57.0	58.5	60.6	59.0	61	48	44	50	42	50	73.4		○	□				適合
基４０	蒸発残留物	500	168	129	132	125	124	142	82	99	110	104	110	168			○ □				適合
基４１	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □						適合
基４２	ジェオスミン	0.00001	(<0.000001)	(<0.000001)	(<0.000001)	(<0.000001)	(<0.000001)	(<0.000001)	0.000002	0.000002	(<0.000001)	(<0.000001)	0.000002	0.000002		○ □					適合
基４３	2-メチルイソボルネオール	0.00001	(<0.000001)	(<0.000001)	(<0.000001)	(<0.000001)	(<0.000001)	(<0.000001)	(<0.000001)	(<0.000001)	(<0.000001)	(<0.000001)	(<0.000001)	(<0.000001)	○ □						適合
基４４	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			○ □				適合
基４５	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □						適合
基４６	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	0.6	0.7	0.8	0.8	0.8	1.2	0.9	0.9	0.8	0.9	0.9	1.2			○ □				適合
基４７	ｐＨ値	5.8～8.6	7.9	7.8	8.0	8.0	8.0	8.2	8.1	8.2	8.1	8.2	8.2	8.2							適合
基４８	味	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基４９	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基５０	色度	5	1.2	2.0	3.5	0.7	1.4	1.5	1.8	2.0	0.9	1.1	2.0	3.5			○	□			適合
基５１	濁度	2	0.3	0.3	0.6	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	<0.1	0.2	0.6	○			□			適合
毎１	色																				
毎２	濁り																				
毎３	消毒の残留塩素																				

備考

①過去３年間とは令和4年度から令和6年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成27年度から令和6年度のことで、基準値との比較は□印で示す。

③基４４の定量下限値は平成27～29年度及び令和2～6年度については 1/5、1/10の判断ができない。

④基４８、基４９の( )及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基８の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表ｉ　水質検査結果一覧　　**本部町　備瀬ｼｬﾜｰ室**

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	過去3年最大値	過　去最大値	基準値との比較 1/10以下	1/5以下	1/2以下	1/2以上	7/10以上	1以上	判定
基１	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○ □						適合
基２	大腸菌	不検出	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－									適合
基３	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○ □						適合
基４	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □						適合
基５	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基６	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	○ □						適合
基７	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基８	六価クロム化合物	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基９	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □						適合
基１０	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.72	1.43	1.38	1.29	1.58	1.1	1.6	1.5	1.4	1.4	1.5	1.72		○ □					適合
基１２	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	○ □						適合
基１３	ホウ素及びその化合物	1	0.013	0.016	0.012	0.018	0.016	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○ □						適合
基１４	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □						適合
基１５	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基１６	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基１７	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１８	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１９	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２０	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２１	塩素酸	0.6	0.11	0.11	0.13	0.10	0.08	0.37	0.26	0.13	0.10	0.12	0.13	0.37			○		□		適合
基２２	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基２３	クロロホルム	0.06	0.0012	0.0015	0.0021	0.0012	0.0022	0.002	0.004	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	○ □						適合
基２４	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.001	0.002	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	○ □						適合
基２５	ジブロモクロロメタン	0.1	0.0063	0.0105	0.0069	0.0076	0.0072	0.007	0.011	<0.01	0.010	<0.01	0.01	0.011	○		□				適合
基２６	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２７	総トリハロメタン	0.1	0.015	0.021	0.019	0.016	0.018	0.02	0.03	0.02	0.03	0.01	0.03	0.03			○ □				適合
基２８	トリクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	0.002	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	○ □						適合
基２９	ブロモジクロロメタン	0.03	0.0036	0.0046	0.0047	0.0037	0.0045	0.004	0.008	0.003	0.007	0.003	0.007	0.008			○ □				適合
基３０	ブロモホルム	0.09	0.0037	0.0048	0.0050	0.0039	0.0043	0.005	0.006	<0.009	0.009	<0.009	0.009	0.009	○ □						適合
基３１	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.001	0.002	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	○ □						適合
基３２	亜鉛及びその化合物	1	<0.002	<0.002	0.002	0.001	0.002	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基３３	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.039	0.034	0.035	0.038	0.032	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	<0.02	0.039	○		□				適合
基３４	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	○ □						適合
基３５	銅及びその化合物	1	0.003	0.002	0.003	0.003	0.004	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基３６	ナトリウム及びその化合物	200	17.7	18.9	18.7	20.9	20.9	17.6	17.5	17.8	17.0	18.2	17.8	20.9	○		□				適合
基３７	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基３８	塩化物イオン	200	36.3	32.4	33.1	39.4	36.9	31.9	30.0	29.4	30.5	28.8	30.5	39.4		○ □					適合
基３９	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	186	185	192	195	193	206	202	202	199	204	204	206				○ □			適合
基４０	蒸発残留物	500	336	264	284	280	265	258	264	274	264	263	274	336				○ □			適合
基４１	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □						適合
基４２	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						適合
基４３	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						適合
基４４	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			○ □				適合
基４５	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □						適合
基４６	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	0.3	0.5	0.5	0.5	<0.3	<0.3	0.4	<0.3	0.5	<0.3	0.5	0.5		○ □					適合
基４７	ｐＨ値	5.8～8.6	7.9	7.8	7.7	7.7	7.7	7.8	7.8	7.7	7.8	7.6	7.8	7.9							適合
基４８	味	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基４９	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基５０	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○ □						適合
基５１	濁度	2	<0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	○ □						適合
毎１	色																				
毎２	濁り																				
毎３	消毒の残留塩素																				

備考

①過去３年間とは令和4年度から令和6年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成27年度から令和6年度のことで、基準値との比較は口印で示す。

③基４４の定量下限値は平成27～29年度及び令和2～6年度については 1/5、1/10の判断ができない。

④基４８、基４９の（ ）及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基８の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表ｉ　水質検査結果一覧　　**本部町　塩川会館**

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	過去3年最大値	過去最大値	基準値との比較 1/10以下	1/5以下	1/2以下	1/2以上	7/10以上	1以上	判定
基１	一般細菌	100			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○ □						適合
基２	大腸菌	不検出			－	－	－	－	－	－	－	－									適合
基３	カドミウム及びその化合物	0.003			<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○ □						適合
基４	水銀及びその化合物	0.0005			<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □						適合
基５	セレン及びその化合物	0.01			<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基６	鉛及びその化合物	0.01			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基７	ヒ素及びその化合物	0.01			<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基８	六価クロム化合物	0.02			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基９	亜硝酸態窒素	0.04			<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □						適合
基１０	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			1.66	1.60	1.53	1.5	1.6	1.4	1.2	1.2	1.4	1.66		○ □					適合
基１２	フッ素及びその化合物	0.8			<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	○ □						適合
基１３	ホウ素及びその化合物	1			0.017	0.019	0.017	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○ □						適合
基１４	四塩化炭素	0.002			<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □						適合
基１５	1,4-ジオキサン	0.05			<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基１６	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04			<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基１７	ジクロロメタン	0.02			<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１８	テトラクロロエチレン	0.01			<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１９	トリクロロエチレン	0.01			<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２０	ベンゼン	0.01			<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２１	塩素酸	0.6			0.11	0.08	0.07	0.39	0.27	0.12	0.11	0.12	0.12	0.39		○		□			適合
基２２	クロロ酢酸	0.02			<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基２３	クロロホルム	0.06			0.0009	0.0012	0.0016	<0.001	0.004	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	○ □						適合
基２４	ジクロロ酢酸	0.03			<0.002	<0.002	<0.002	0.001	0.002	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	○ □						適合
基２５	ジブロモクロロメタン	0.1			0.0048	0.0074	0.0058	0.002	0.010	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	○ □						適合
基２６	臭素酸	0.01			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２７	総トリハロメタン	0.1			0.012	0.017	0.015	<0.01	0.03	0.02	0.02	<0.01	0.02	0.03		○		□			適合
基２８	トリクロロ酢酸	0.03			<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	○ □						適合
基２９	ブロモジクロロメタン	0.03			0.0023	0.0037	0.0037	<0.001	0.008	0.004	0.004	<0.003	0.004	0.008		○		□			適合
基３０	ブロモホルム	0.09			0.0041	0.0042	0.0042	0.002	0.010	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	0.010	○		□				適合
基３１	ホルムアルデヒド	0.08			<0.008	<0.008	<0.008	0.002	<0.001	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	○ □						適合
基３２	亜鉛及びその化合物	1			0.003	0.004	0.004	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基３３	アルミニウム及びその化合物	0.2			0.018	0.036	0.019	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.036	○		□				適合
基３４	鉄及びその化合物	0.3			<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	○ □						適合
基３５	銅及びその化合物	1			0.012	0.015	0.010	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基３６	ナトリウム及びその化合物	200			18.1	20.3	20.3	18.2	17.9	17.7	16.1	16.8	17.7	20.3	○		□				適合
基３７	マンガン及びその化合物	0.05			<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基３８	塩化物イオン	200			32.7	36.2	35.6	27.7	30.1	28.3	26.4	27.3	28.3	36.2		○ □					適合
基３９	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300			190	186	188	191	206	192	200	194	200	206				○ □			適合
基４０	蒸発残留物	500			283	258	250	256	259	267	251	257	267	283				○ □			適合
基４１	陰イオン界面活性剤	0.2			<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □						適合
基４２	ジェオスミン	0.00001			<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.00001	○ □						適合
基４３	2-メチルイソボルネオール	0.00001			<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.00001	○ □						適合
基４４	非イオン界面活性剤	0.02			<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			○ □				適合
基４５	フェノール類	0.005			<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □						適合
基４６	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3			0.5	0.5	<0.3	<0.3	0.4	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.5	○		□				適合
基４７	ｐH値	5.8～8.6			7.7	7.7	7.7	7.9	7.8	7.8	7.9	7.6	7.9	7.9							適合
基４８	味	異常でない			異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基４９	臭気	異常でない			異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基５０	色度	5			<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	0.7	0.7		○ □					適合
基５１	濁度	2			<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1	0.2	0.2	○ □						適合
毎１	色																				
毎２	濁り																				
毎３	消毒の残留塩素																				

備考

①過去３年間とは令和4年度から令和6年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成27年度から令和6年度のことで、基準値との比較は□印で示す。

③基４４の定量下限値は平成27～29年度及び令和2～6年度については 1/5、1/10の判断ができない。

④基４８、基４９の( )及び最大値の数字は異常回数である。

⑤平成29年4月の塩川地区の編入に伴い、平成29年4月より崎本部公民館から移動して検査を開始した。

⑥基８の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表ｉ　水質検査結果一覧　　**本部町　瀬底公民館**

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	過去3年最大値	過去最大値	基準値との比較 1/10以下	1/5以下	1/2以下	1/2以上	7/10以上	1以上	判定
基１	一般細菌	100	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	○ □						適合
基２	大腸菌	不検出	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－									適合
基３	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○ □						適合
基４	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □						適合
基５	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基６	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基７	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基８	六価クロム化合物	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基９	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □						適合
基１０	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.55	1.75	1.31	1.38	1.51	1.3	1.5	1.5	1.3	1.3	1.5	1.75		○ □					適合
基１２	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	○ □						適合
基１３	ホウ素及びその化合物	1	0.014	0.017	0.013	0.018	0.016	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○ □						適合
基１４	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □						適合
基１５	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基１６	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基１７	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１８	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基１９	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２０	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２１	塩素酸	0.6	0.09	0.10	0.13	0.08	0.09	0.38	0.23	0.11	0.11	0.11	0.11	0.38		○		□			適合
基２２	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □						適合
基２３	クロロホルム	0.06	0.0014	0.0016	0.0013	0.0014	0.0011	0.001	0.003	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	○ □						適合
基２４	ジクロロ酢酸	0.03	0.0028	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	0.002	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	○ □						適合
基２５	ジブロモクロロメタン	0.1	0.0091	0.0114	0.0082	0.0102	0.0053	0.004	0.009	<0.01	0.010	<0.01	0.01	0.0114	○		□				適合
基２６	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基２７	総トリハロメタン	0.1	0.021	0.025	0.019	0.022	0.014	0.01	0.02	0.01	0.02	0.01	0.02	0.025		○	□				適合
基２８	トリクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	○ □						適合
基２９	ブロモジクロロメタン	0.03	0.0047	0.0055	0.0039	0.0045	0.0028	0.002	0.006	0.003	0.006	<0.003	0.006	0.006		○ □					適合
基３０	ブロモホルム	0.09	0.0054	0.0060	0.0052	0.0061	0.0048	0.004	0.005	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	○ □						適合
基３１	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.002	0.003	<0.008	<0.008	0.009	<0.008	<0.008	○ □						適合
基３２	亜鉛及びその化合物	1	0.032	0.027	0.022	0.003	0.017	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基３３	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.026	0.028	0.017	0.033	0.018	<0.02	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.033	○		□				適合
基３４	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	○ □						適合
基３５	銅及びその化合物	1	0.003	0.003	0.003	0.001	0.003	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基３６	ナトリウム及びその化合物	200	17.6	28.8	15.6	20.4	19.4	14.4	18.4	18.4	15.8	17.3	18.4	28.8	○		□				適合
基３７	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基３８	塩化物イオン	200	35.6	30.1	32.1	36.3	34.2	28.2	29.7	28.0	28.4	27.0	28.4	36.3		○ □					適合
基３９	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	175	179	184	184	190	185	204	195	198	196	198	204				○ □			適合
基４０	蒸発残留物	500	296	260	265	255	262	259	258	264	252	256	264	296				○ □			適合
基４１	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □						適合
基４２	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						適合
基４３	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □						適合
基４４	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			○ □				適合
基４５	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □						適合
基４６	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.4	<0.3	0.4	0.5		○ □					適合
基４７	ｐＨ値	5.8～8.6	7.8	7.8	7.8	7.8	7.9	7.9	7.8	7.8	7.8	7.6	7.8	7.9							適合
基４８	味	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基４９	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0							適合
基５０	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○ □						適合
基５１	濁度	2	<0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	○ □						適合
毎１	色																				
毎２	濁り																				
毎３	消毒の残留塩素																				

備考

①過去３年間とは令和4年度から令和6年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成27年度から令和6年度のことで、基準値との比較は□印で示す。

③基４４の定量下限値は平成27～29年度及び令和2～6年度については 1/5、1/10の判断ができない。

④基４８、基４９の( )及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基８の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表ｉ　水質検査結果一覧　　**本部町　竹山水源**

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	過去3年最大値	過　去最大値	基準値との比較 1/10以下	1/5以下	1/2以下	1/2以上	7/10以上	1以上
基１	一般細菌	100	2300	1800	960	1200	1200	180	380	360	290	340	360	2300						○ □
基２	大腸菌	不検出	＋	＋	－	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋								
基３	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○ □					
基４	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □					
基５	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基６	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基７	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基８	六価クロム化合物	0.02	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	○ □					
基９	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □					
基１０	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.95	1.43	0.75	0.78	0.95	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	1.43	○	□				
基１２	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	○ □					
基１３	ホウ素及びその化合物	1	0.012	0.017	0.011	0.014	0.014	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○ □					
基１４	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					
基１５	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □					
基１６	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □					
基１７	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基１８	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基１９	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基２０	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基２１	塩素酸	0.6																		
基２２	クロロ酢酸	0.02																		
基２３	クロロホルム	0.06																		
基２４	ジクロロ酢酸	0.03																		
基２５	ジブロモクロロメタン	0.1																		
基２６	臭素酸	0.01																		
基２７	総トリハロメタン	0.1																		
基２８	トリクロロ酢酸	0.03																		
基２９	ブロモジクロロメタン	0.03																		
基３０	ブロモホルム	0.09																		
基３１	ホルムアルデヒド	0.08																		
基３２	亜鉛及びその化合物	1	0.002	0.011	0.002	0.001	0.002	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □					
基３３	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.021	0.021	0.023	0.027	0.028	0.06	0.03	0.07	0.04	0.03	0.07	0.07			○ □			
基３４	鉄及びその化合物	0.3	0.027	0.034	0.024	0.040	0.030	0.06	<0.03	<0.03	0.04	0.04	0.04	0.06		○ □				
基３５	銅及びその化合物	1	0.002	0.005	0.004	0.002	0.003	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □					
基３６	ナトリウム及びその化合物	200	22.2	15.5	13.1	16.3	16.0	12.3	14.1	11.6	15.0	13.6	15.0	22.2	○	□				
基３７	マンガン及びその化合物	0.05	0.0028	0.0017	0.0017	0.002	0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □					
基３８	塩化物イオン	200	22.7	23.7	21.5	25.2	27.0	18.6	20.0	15.6	20.1	18.2	20.1	27.0		○ □				
基３９	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	135	156	144	162	140	138	160	138	190	179	190	190				○ □		
基４０	蒸発残留物	500	274	299	211	234	208	212	209	191	226	204	226	299			○	□		
基４１	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □					
基４２	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □					
基４３	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □					
基４４	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			○ □			
基４５	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					
基４６	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.3	0.3	0.3	○ □					
基４７	ｐH値	5.8～8.6	8.1	7.9	7.9	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0	7.9	7.9	8.0	8.1						
基４８	味	異常でない																		
基４９	臭気	異常でない	異常（土臭）	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	1						
基５０	色度	5	3.6	1.8	5.3	2.9	3.5	4.8	4.0	6.0	3.9	3.5	6.0	6.0						○ □
基５１	濁度	2	1.1	0.6	2.7	1.2	1.6	1.2	1.0	1.4	1.1	0.9	1.4	2.7					○	□
毎１	色																			
毎２	濁り																			
毎３	消毒の残留塩素																			
	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	10																		
	侵食性遊離炭素																			
	嫌気性芽胞菌																			

備考

①過去３年間とは令和4年度から令和6年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成27年度から令和6年度のことで、基準値との比較は□印で示す。

③基４４の定量下限値は平成27～29年度及び令和2～6年度については 1/5、1/10の判断ができない。

④基４８、基４９の( )及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基８の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表ｉ　水質検査結果一覧　　**本部町　村川水源**

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	過去3年最大値	過　去最大値	基準値との比較 1/10以下	1/5以下	1/2以下	1/2以上	7/10以上	1以上
基１	一般細菌	100	2300	6800	230	610	880	430	140	360	410	210	410	6800						○ □
基２	大腸菌	不検出	＋	＋	－	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋								
基３	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○ □					
基４	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □					
基５	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基６	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基７	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基８	六価クロム化合物	0.02	0.001	<0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	○ □					
基９	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □					
基１０	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.61	2.01	1.6	2.12	2.05	1.5	1.8	1.3	1.6	1.0	1.6	2.12		○	□			
基１２	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	○ □					
基１３	ホウ素及びその化合物	1	<0.01	0.015	0.011	0.012	0.014	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○ □					
基１４	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					
基１５	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □					
基１６	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □					
基１７	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基１８	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基１９	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基２０	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基２１	塩素酸	0.6																		
基２２	クロロ酢酸	0.02																		
基２３	クロロホルム	0.06																		
基２４	ジクロロ酢酸	0.03																		
基２５	ジブロモクロロメタン	0.1																		
基２６	臭素酸	0.01																		
基２７	総トリハロメタン	0.1																		
基２８	トリクロロ酢酸	0.03																		
基２９	ブロモジクロロメタン	0.03																		
基３０	ブロモホルム	0.09																		
基３１	ホルムアルデヒド	0.08																		
基３２	亜鉛及びその化合物	1	<0.002	0.004	<0.002	0.004	0.002	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □					
基３３	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.021	0.021	0.017	<0.01	0.022	0.07	0.02	0.04	<0.02	0.03	0.04	0.07		○	□			
基３４	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	0.016	0.011	<0.01	0.015	0.06	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.06	○		□			
基３５	銅及びその化合物	1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □					
基３６	ナトリウム及びその化合物	200	33.3	17.3	14.7	17.0	18.0	15.3	15.4	14.6	15.1	15.3	15.3	33.3	○		□			
基３７	マンガン及びその化合物	0.05	0.0007	0.0011	0.001	<0.001	0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □					
基３８	塩化物イオン	200	25.6	26.1	23.9	27.2	27.9	21.9	23.2	20.8	21.0	20.1	21.0	27.9		○ □				
基３９	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	201	195	196	217	185	182	195	190	209	205	209	217				○	□	
基４０	蒸発残留物	500	253	252	269	288	266	272	269	253	287	270	287	288				○ □		
基４１	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □					
基４２	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □					
基４３	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □					
基４４	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			○ □			
基４５	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					
基４６	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	<0.3	<0.3	<0.3	0.3	<0.3	0.5	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.5	○		□			
基４７	ｐH値	5.8～8.6	7.4	7.3	7.3	7.4	7.6	7.7	7.5	7.4	7.4	7.4	7.4	7.7						
基４８	味	異常でない																		
基４９	臭気	異常でない	異常（沼沢臭）	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	1						
基５０	色度	5	1.1	1.4	1.5	1.5	1.8	4.7	1.7	2.7	1.4	2.1	2.7	4.7				○	□	
基５１	濁度	2	0.4	0.4	0.7	0.7	0.8	0.9	0.5	0.7	0.3	0.6	0.7	0.9			○ □			
毎１	色																			
毎２	濁り																			
毎３	消毒の残留塩素																			
	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	10																		
	侵食性遊離炭素																			
	嫌気性芽胞菌																			

備考

①過去３年間とは令和4年度から令和6年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成27年度から令和6年度のことで、基準値との比較は□印で示す。

③基４４の定量下限値は平成27～29年度及び令和2～6年度については 1/5、1/10の判断ができない。

④基４８、基４９の( )及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基８の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表ｉ　水質検査結果一覧　　**本部町　浦崎（原水）**

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	過去3年最大値	過　去最大値	基準値との比較 1/10以下	1/5以下	1/2以下	1/2以上	7/10以上	1以上
基１	一般細菌	100	240	46	270	170	360	17	410	0	120	58	120	410						○ □
基２	大腸菌	不検出	＋	＋	－	＋	＋	＋	＋	－	－	－								
基３	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○ □					
基４	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □					
基５	セレン及びその化合物	0.01	0.0005	0.0006	0.0006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基６	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基７	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基８	六価クロム化合物	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基９	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □					
基１０	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	2.98	2.72	2.33	2.99	2.26	1.9	1.8	3.1	3.1	1.3	3.1	3.1			○ □			
基１２	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	0.06	0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	○ □					
基１３	ホウ素及びその化合物	1	0.021	0.021	0.023	0.029	0.025	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○ □					
基１４	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					
基１５	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □					
基１６	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □					
基１７	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基１８	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基１９	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基２０	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基２１	塩素酸	0.6																		
基２２	クロロ酢酸	0.02																		
基２３	クロロホルム	0.06																		
基２４	ジクロロ酢酸	0.03																		
基２５	ジブロモクロロメタン	0.1																		
基２６	臭素酸	0.01																		
基２７	総トリハロメタン	0.1																		
基２８	トリクロロ酢酸	0.03																		
基２９	ブロモジクロロメタン	0.03																		
基３０	ブロモホルム	0.09																		
基３１	ホルムアルデヒド	0.08																		
基３２	亜鉛及びその化合物	1	<0.002	0.004	<0.002	0.001	0.002	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □					
基３３	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □					
基３４	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	0.014	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	○ □					
基３５	銅及びその化合物	1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □					
基３６	ナトリウム及びその化合物	200	53.1	33.8	32.1	47.2	37.4	31.3	28.7	23.8	22.4	23.7	23.8	53.1		○	□			
基３７	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □					
基３８	塩化物イオン	200	66.2	49.8	62.1	58.2	66.5	61.8	49.2	39.4	39.2	30.9	39.4	66.5		○	□			
基３９	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	303	262	286	288	277	269	273	304	315	304	315	315						○ □
基４０	蒸発残留物	500	484	437	435	483	414	412	382	413	418	314	418	484					○ □	
基４１	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □					
基４２	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □					
基４３	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □					
基４４	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			○ □			
基４５	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					
基４６	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	0.5	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.8	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.8	○		□			
基４７	ｐH値	5.8～8.6	7.2	7.2	7.1	7.2	7.4	7.3	7.2	7.1	7.2	7.3	7.3	7.4						
基４８	味	異常でない																		
基４９	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0						
基５０	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○ □					
基５１	濁度	2	<0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	○ □					
毎１	色																			
毎２	濁り																			
毎３	消毒の残留塩素																			
	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	10																		
	侵食性遊離炭素																			
	嫌気性芽胞菌																			

備考

①過去３年間とは令和4年度から令和6年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成27年度から令和6年度のことで、基準値との比較は□印で示す。

③基４４の定量下限値は平成27～29年度及び令和2～6年度については 1/5、1/10の判断ができない。

④基４８、基４９の( )及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基８の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表ｉ　水質検査結果一覧　　**本部町　並里水源**

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	過去3年最大値	過　去最大値	基準値との比較 1/10以下	1/5以下	1/2以下	1/2以上	7/10以上	1以上
基１	一般細菌	100	1700	10	37	92	4	21	0	0	0	0	0	1700	○					□
基２	大腸菌	不検出	＋	＋	－	＋	－	＋	＋	－	＋	－								
基３	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○ □					
基４	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □					
基５	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基６	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基７	ヒ素及びその化合物	0.01	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基８	六価クロム化合物	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基９	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □					
基１０	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.43	1.46	1.29	1.14	1.53	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3	1.53		○ □				
基１２	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	○ □					
基１３	ホウ素及びその化合物	1	0.014	0.016	0.015	0.018	0.017	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○ □					
基１４	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					
基１５	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □					
基１６	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □					
基１７	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基１８	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基１９	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基２０	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基２１	塩素酸	0.6																		
基２２	クロロ酢酸	0.02																		
基２３	クロロホルム	0.06																		
基２４	ジクロロ酢酸	0.03																		
基２５	ジブロモクロロメタン	0.1																		
基２６	臭素酸	0.01																		
基２７	総トリハロメタン	0.1																		
基２８	トリクロロ酢酸	0.03																		
基２９	ブロモジクロロメタン	0.03																		
基３０	ブロモホルム	0.09																		
基３１	ホルムアルデヒド	0.08																		
基３２	亜鉛及びその化合物	1	<0.002	0.003	0.002	0.001	0.003	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □					
基３３	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □					
基３４	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	○ □					
基３５	銅及びその化合物	1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □					
基３６	ナトリウム及びその化合物	200	21.5	18.4	15.2	17.2	17.5	16.1	15.3	16.5	15.0	16.0	16.5	21.5	○		□			
基３７	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □					
基３８	塩化物イオン	200	24.4	25.3	23.7	26.9	29.7	24.5	23.9	24.6	23.3	22.0	24.6	29.7		○ □				
基３９	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	178	180	178	176	179	182	176	184	188	188	188	188				○ □		
基４０	蒸発残留物	500	222	254	259	251	236	230	220	247	263	255	263	263				○ □		
基４１	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □					
基４２	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □					
基４３	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □					
基４４	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			○ □			
基４５	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					
基４６	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	○ □					
基４７	ｐH値	5.8～8.6	7.4	7.4	7.4	7.6	7.6	7.6	7.4	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6						
基４８	味	異常でない																		
基４９	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0						
基５０	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○ □					
基５１	濁度	2	<0.2	<0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	○ □					
毎１	色																			
毎２	濁り																			
毎３	消毒の残留塩素																			
	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	10																		
	侵食性遊離炭素																			
	嫌気性芽胞菌																			

備考

①過去３年間とは令和4年度から令和6年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成27年度から令和6年度のことで、基準値との比較は□印で示す。

③基４４の定量下限値は平成27～29年度及び令和2～6年度については 1/5、1/10の判断ができない。

④基４８、基４９の( )及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基８の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表ｉ　水質検査結果一覧　　**本部町　笹川水源**

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	過去3年最大値	過　去最大値	基準値との比較 1/10以下	1/5以下	1/2以下	1/2以上	7/10以上	1以上
基１	一般細菌	100	510	180	50	51	180	83	410	240	30	33	240	510						○ □
基２	大腸菌	不検出	＋	＋	－	＋	＋	＋	＋	＋	＋	＋								
基３	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○ □					
基４	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □					
基５	セレン及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基６	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基７	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基８	六価クロム化合物	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基９	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □					
基１０	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基１１	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.55	1.20	1.03	1.23	1.38	0.8	1.3	1.0	1.1	1.1	1.1	1.55		○ □				
基１２	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	○ □					
基１３	ホウ素及びその化合物	1	0.013	0.015	0.013	0.015	0.016	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	○ □					
基１４	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○ □					
基１５	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □					
基１６	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○ □					
基１７	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基１８	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基１９	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基２０	ベンゼン	0.01	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □					
基２１	塩素酸	0.6																		
基２２	クロロ酢酸	0.02																		
基２３	クロロホルム	0.06																		
基２４	ジクロロ酢酸	0.03																		
基２５	ジブロモクロロメタン	0.1																		
基２６	臭素酸	0.01																		
基２７	総トリハロメタン	0.1																		
基２８	トリクロロ酢酸	0.03																		
基２９	ブロモジクロロメタン	0.03																		
基３０	ブロモホルム	0.09																		
基３１	ホルムアルデヒド	0.08																		
基３２	亜鉛及びその化合物	1	<0.002	0.009	<0.002	0.002	0.002	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □					
基３３	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	0.029	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.03	○		□			
基３４	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	0.032	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	○ □					
基３５	銅及びその化合物	1	<0.002	0.013	0.002	0.003	0.002	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □					
基３６	ナトリウム及びその化合物	200	21.0	18.3	15.2	17.2	17.5	14.1	16.6	14.6	15.0	15.2	15.2	21.0	○		□			
基３７	マンガン及びその化合物	0.05	0.0008	0.0026	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □					
基３８	塩化物イオン	200	27.3	27.4	24.8	29.1	31.6	22.8	25.8	21.9	22.4	20.6	22.4	31.6		○ □				
基３９	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	149	151	140	147	146	126	147	145	154	153	154	154				○ □		
基４０	蒸発残留物	500	267	243	211	222	205	166	200	198	232	212	232	267			○	□		
基４１	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○ □					
基４２	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □					
基４３	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○ □					
基４４	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			○ □			
基４５	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○ □					
基４６	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	○ □					
基４７	ｐH値	5.8～8.6	7.7	7.6	7.8	7.8	7.8	7.8	7.7	7.7	7.8	7.6	7.8	7.8						
基４８	味	異常でない																		
基４９	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	0	0						
基５０	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.8	<0.5	1.1	<0.5	0.9	1.1	1.8			○ □			
基５１	濁度	2	0.3	<0.1	0.3	<0.1	<0.1	0.4	<0.1	0.3	<0.1	0.2	0.3	0.4		○ □				
毎１	色																			
毎２	濁り																			
毎３	消毒の残留塩素																			
	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	10																		
	侵食性遊離炭素																			
	嫌気性芽胞菌																			

備考

①過去３年間とは令和4年度から令和6年度のことで、基準値との比較は○印で示す。

②過去とは平成27年度から令和6年度のことで、基準値との比較は□印で示す。

③基４４の定量下限値は平成27～29年度及び令和2～6年度については 1/5、1/10の判断ができない。

④基４８、基４９の( )及び最大値の数字は異常回数である。

⑤基８の基準値は令和2年3月31日までの間は「0.05mg/L」以下である。

別表 ii　水質検査頻度の点検　　**本部町　大嘉陽560番地住宅**

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以上 1/5 以下のため、年1回とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基23	クロロホルム	×	1回/3月			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基26	臭素酸	×	1回/3月			
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基30	ブロモホルム	×	1回/3月			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、毎月検査とする
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、基本頻度とする
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下であるが、定量下限値未満のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月			
基48	味	×	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月			
基50	色度	×	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日		1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

※「過去」とは過去3年を示す

別表 ii　水質検査頻度の点検　　**本部町　大堂公民館**

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以上 1/5 以下のため、年1回とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基23	クロロホルム	×	1回/3月			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基26	臭素酸	×	1回/3月			
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基30	ブロモホルム	×	1回/3月			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、毎月検査とする
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、基本頻度とする
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下であるが、定量下限値未満のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月			
基48	味	×	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月			
基50	色度	×	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日		1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

※「過去」とは過去3年を示す

別表 ii　水質検査頻度の点検　　**本部町　本部町水道管理センター**

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以上 1/5 以下のため、年1回とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基23	クロロホルム	×	1回/3月			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基26	臭素酸	×	1回/3月			
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基30	ブロモホルム	×	1回/3月			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2以上のため、毎月検査とする
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下のため、基本頻度とする
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下であるが、定量下限値未満のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月			
基48	味	×	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月			
基50	色度	×	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日		1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

※「過去」とは過去3年を示す

別表 ii　水質検査頻度の点検　　**本部町　塩川会館**

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以上 1/5 以下のため、年1回とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基23	クロロホルム	×	1回/3月			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基26	臭素酸	×	1回/3月			
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基30	ブロモホルム	×	1回/3月			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、毎月検査とする
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、基本頻度とする
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下であるが、定量下限値未満のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月			
基48	味	×	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月			
基50	色度	×	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日		1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

※「過去」とは過去3年を示す

別表 ii　水質検査頻度の点検　　**本部町　伊豆味緑花木生産組合**

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基23	クロロホルム	×	1回/3月			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基26	臭素酸	×	1回/3月			
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基30	ブロモホルム	×	1回/3月			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/10以上 1/5 以下のため、年1回とする
基38	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、毎月検査とする
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5以上 1/2 以下のため、基本検査頻度とする
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下であるが、定量下限値未満のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月			
基48	味	×	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月			
基50	色度	×	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日		1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

※「過去」とは過去3年を示す

別表 ii　水質検査頻度の点検　　**本部町　伊豆味公民館**

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以上 1/5 以下のため、年1回とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基23	クロロホルム	×	1回/3月			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基26	臭素酸	×	1回/3月			
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基30	ブロモホルム	×	1回/3月			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、毎月検査とする
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、基本検査頻度する
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下であるが、定量下限値未満のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月			
基48	味	×	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月			
基50	色度	×	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日		1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

※「過去」とは過去3年を示す

別表 ii　水質検査頻度の点検　　**本部町　国営沖縄記念公園**

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基23	クロロホルム	×	1回/3月			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基26	臭素酸	×	1回/3月			
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基30	ブロモホルム	×	1回/3月			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下のため基本検査頻度とする
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/5以上 1/2 以下であるが、性状確認等のため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/5以上 1/2 以下のため、基本検査頻度とする
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下であるが、定量下限値未満のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月			
基48	味	×	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月			
基50	色度	×	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日		1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

※「過去」とは過去3年を示す

別表 ii　水質検査頻度の点検　　**本部町　瀬底公民館**

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以上 1/5 以下のため、年1回とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基23	クロロホルム	×	1回/3月			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基26	臭素酸	×	1回/3月			
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基30	ブロモホルム	×	1回/3月			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、毎月検査とする
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、基本検査頻度する
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下であるが、定量下限値未満のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月			
基48	味	×	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月			
基50	色度	×	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日		1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

※「過去」とは過去3年を示す

別表 ii　水質検査頻度の点検　　**本部町　備瀬ｼｬﾜｰ室**

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/10以上 1/5 以下のため、年1回とする
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月			
基23	クロロホルム	×	1回/3月			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月			
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月			
基26	臭素酸	×	1回/3月			
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月			
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月			
基30	ブロモホルム	×	1回/3月			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月			
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	塩化物イオン	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、毎月検査とする
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の1/2以上のため、基本検査頻度する
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年	原因藻類発生時期に月に1回以上	原因藻類の発生の恐れがないため、年1回とする
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の1/5以上1/2 以下であるが、定量下限値未満のため
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月			
基48	味	×	1回/月			
基49	臭気	×	1回/月			
基50	色度	×	1回/月			
基51	濁度	×	1回/月			
毎1	色	×	1回/日		1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日			
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日			

※「過去」とは過去3年を示す